

第 2 次広島市地域共生社会実現計画の 骨子（案）について

1 次期計画の骨子（案）の検討

次期計画では、これまで進めてきた地域共生社会の実現に向けた取組を更に充実・強化していくため、以下の内容を踏まえ、次期計画の骨子(案)を検討する。

- 社会福祉審議会全体会議でのこれまでの意見
- 令和3年4月の社会福祉法の改正
（地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する「重層的支援体制整備事業」の創設等）
- 地域福祉に関する市民意識調査
- 地域共生社会推進のための「つながり」実態調査（事業者調査）
- 現行計画で残された課題の解消に向けた取組
- 現行計画の策定後に新たに取り組んでいる包括的な支援体制の構築に向けた施策や地域コミュニティの活性化に向けた施策

1 次期計画の骨子（案）の検討

【これまでの審議会での主な意見】

項目	主な意見
基本理念に関すること	① 基本理念の「それぞれに役割を持ち」という部分について、現代社会では、例えば、町内会・自治会においても、役をやらされるから入りたくないとか、役をやらされるなら辞めるといった人がいるなど、「役割」を与えられることを嫌がり、抵抗を感じる人が増えているため、「役割」という言葉を用いず、「それぞれの力を活かす」または、「それぞれの力を活用する」といった表現に改めてはどうか。
担い手の確保・育成に関すること	② 共助の取組の実施に当たっては担い手の確保が必要であり、今後とも増加していく高齢者や、活動に関心のある若者に地域へ関わってもらうことが重要である。 ③ 幼少期から地域へ関わり地域住民と一緒に活動をするのが大切であり、そうすれば大人になっても地域活動へ携わる人材の育成につながる。
専門職の確保・育成に関すること	④ 新型コロナウイルス感染症拡大時に顕在化した保健業務の推進に関する課題など、支援関係機関が適切な支援を行っていくためには、執行体制の充実や職員の専門性・資質の向上といった人材育成の視点も必要ではないか。

1 次期計画の骨子（案）の検討

【これまでの審議会での主な意見】

項目	主な意見
市・区社協及び地区社協への支援に関する事	<p>⑤ 現行計画では、包括的な支援体制の構築に向けて地区社協に期待する役割が多く記載されているが、地区社協は担い手不足といった諸課題を抱えており負担感が大きく見えるため、地区社協が担う役割の再整理が必要ではないか。</p> <p>⑥ 包括的な支援体制の一翼を担う地区社協を支援する市・区社協への支援は引き続き重要である。</p>
多機関の協働に関する事	<p>⑦ 地区担当保健師や各分野の各支援関係機関といった様々な主体が分野ごとに個人や地域への支援を行っているため、包括的な相談支援を行うためには相互の仕組みを関連付けるシステムの形成が必要ではないか。</p>
成年後見制度の利用促進に関する事	<p>⑧ 成年後見制度の利用者は今後も増えていくため、市長申立制度や後見人への報酬助成といった、市の既存事業の見直しなどによる成年後見制度の利用促進が必要ではないか。</p>

2 次期計画の構成について（第1編 総論）

第1章 計画の趣旨等

- ・ 計画の趣旨

地域福祉をより一層推進するため、改めて、その原点に立ち返り、地域福祉の基盤である地域コミュニティの活性化の視点も位置付ける。

- ・ その他

社会福祉法等における位置付け、他の福祉分野の個別計画・市社協の地域福祉活動計画との関係性及び地域福祉活動の圏域の考え方を示す。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

国における近年の社会福祉法改正の趣旨等、地域共生社会の実現に向けた動向について示すとともに、これまでの本市の地域福祉の推進に向けた取組に加え、地域福祉の基盤であり、活力低下が懸念される地域コミュニティの活性化に向けた取組の状況についても示す。

2 次期計画の構成について（第1編 総論）

第3章 課題の整理及び対応の方向性

国の動きから見る課題、市民意識調査結果から見る課題、事業者調査から見る課題及び現行計画の振り返りから見る課題の4つの観点から、地域共生社会の実現に向けた課題及び対応の方向性を示す。

（主な課題及び対応の方向性）

① 地域で支え合う「共助」の仕組みづくりの促進

地域での支え合い意識の低下により、地域コミュニティの活力低下が懸念されることから、地域福祉活動を実践する地域団体等の連携に係る支援の強化に取り組むことにより、「共助」の仕組みづくりを促進するとともに、様々な組織を活性化させ、地域福祉の底上げを図る。

② 包括的な支援体制の充実・強化

地域住民の抱える課題が複雑化・複合化し、地域や支援関係機関の支援に係る負担が増大していることから、地域における身近な相談窓口の充実や重層的支援体制整備事業に取り組むことにより、分野ごとの縦割りを超えた多様な主体の連携を広げ、包括的な支援体制の充実・強化を図る。

③ 福祉サービスを担う専門職の確保・育成の強化

更なる人口減少・少子高齢化の進展に伴い、介護を中心とした福祉サービスの人材不足の一層の深刻化が懸念されることから、サービスを担う専門人材の確保・育成や定着支援に係る取組及び現場の負担軽減に資する取組の充実・強化を図る。

2 次期計画の構成について（第1編 総論）

第4章 基本理念・計画期間・取組体系

・ 基本理念

「市民の誰もが住み慣れた地域で、あらゆる主体の協働の下、それぞれに役割を果たしながら※、お互いに支え合い、心豊かに暮らし続けることができる地域共生社会の実現」

※ 審議会での主な意見①への対応として、以下の理由から基本理念の修正を行うこととしたい。

【理由】

本市では、全ての市民が住み慣れた地域で、それぞれに「役割」を果たしながら、心豊かに生活できる環境を整えなければ持続可能なまちづくりは行えないとの考えの下、これまでのように、「支える側」と「支えられる側」に二分されるのではなく、「お互い様」の心で豊かに暮らしていただける「地域共生社会」の実現を目指しており、こうした考えは、社会福祉法における地域住民等の「役割」の考え方と合致するものであり、「役割」という用語は継続することとしたい。

一方で、「役割を持つ」が任務や義務を与えられると捉えられ、抵抗を感じることを避けるため、「持っている能力を発揮する」という意味で「役割を果たす」という表現に改めることとする。

なお、地域活動を担う団体における役職への就任や活動に伴う負担が、活動への参加の支障となっているとの御指摘に対しては、活動等に伴う負担の軽減や、多様な世代・属性の地域住民が参加しやすい環境づくりなどの取組の充実を図ることにより、そうした支障を取り除くことができるよう努める。

・ 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

2 次期計画の構成について（第1編 総論）

取組体系	取組項目
1 在宅生活を可能にする「公助」としての福祉サービスの整備	(1) 在宅福祉サービスの充実・強化 (2) 福祉機器の活用の促進 (3) 福祉サービスを担う人材の確保・育成
2 地域で支え合う「共助」の仕組みづくりの促進	(1) 支え合いの意識づくりと地域福祉活動への参画の促進 (2) 地域団体等の連携による持続可能な地域コミュニティづくりの促進 (3) 社会参加・交流の促進
3 地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築	(1) 地域住民等が地域における問題を把握し地域生活課題として解決を試みることができる環境等の整備 (2) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 (3) 多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備
4 民間との連携・協働による地域福祉の推進	(1) 社会福祉法人等による公益的活動の促進 (2) 民間企業等との協働による地域福祉活動の展開
5 安心して暮らすことができる生活環境の整備	(1) 住宅・居住環境の整備 (2) 福祉のまちづくりの推進 (3) 権利擁護の推進 (4) 貧困の状況にある世帯への支援の推進 (5) 要支援者の避難支援等の推進

3 次期計画の構成について（第2編 各論）

取組体系 1 在宅生活を可能にする「公助」としての福祉サービスの整備

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、介護サービスや障害福祉サービスの更なる基盤整備、補装具費・日常生活用具の給付、サービスの量の確保や質の向上を図るための人材の確保・育成といった支援を行う。

取組項目		主な内容
1	在宅福祉サービスの充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険による介護サービスや障害福祉サービスの更なる基盤整備 ・ 共生型サービスの指定促進 ・ 障害児支援のためのサービス提供体制の強化
2	福祉機器の活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅生活を支援する補装具費や日常生活用具の給付 ・ 福祉用具を適切に購入・貸与するための環境整備
3	福祉サービスを担う人材の確保・育成	<p>③ 多様な人材の確保・育成や定着支援、魅力向上に向けた取組の強化</p> <p>(対応の方向性③への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護を中心とした福祉サービスを担う多様な人材の確保・育成や定着支援、魅力向上に向けた取組の強化を図る。

【主な内容の記載項目の凡例】

- ③** : 次期計画において新たに取組内容を掲載する事業等
- ③** : これまでの取組内容を拡充する事業等
- 下線 : 審議会での主な意見に対応する事業等

3 次期計画の構成について（第2編 各論）

取組体系2 地域で支え合う「共助」の仕組みづくりの促進

地域活動の前提となる地域での住民同士の支え合い意識の低下などにより、地域活動を行う上での諸課題が生じており、地域福祉活動への住民の主体的かつ継続的な参加への支援や、地域団体等の連携に係る支援などを通じて、地域全体で地域生活課題を解決していくという支え合いの意識を醸成していく。

取組項目	主な内容
1 支え合いの意識づくりと地域福祉活動への参画の促進	<ul style="list-style-type: none">地域活動を始めるきっかけとなる講習会・研修会の開催学校等を対象とした福祉教育の推進による担い手の育成新 <u>地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域の活性化の推進</u><ul style="list-style-type: none">(審議会での主な意見③への対応)学校教育活動地域連携推進事業やまちぐるみ「教育の絆」プロジェクトなどにより、学校と地域が地域人材を活用し、将来のまちづくりの担い手である子どもたちの健全育成を図る。新 <u>若者が地域活動へ参加しやすい環境づくり</u><ul style="list-style-type: none">高齢者が地域活動へ参加しやすい環境づくり(審議会での主な意見①及び②への対応)若い世代を対象としたワークショップの開催や高齢者のシニア大学での地域人材の育成などにより、地域活動の担い手の育成・確保に努める。

3 次期計画の構成について（第2編 各論）

取組体系2 地域で支え合う「共助」の仕組みづくりの促進

取組項目	主な内容
<p>1 支え合いの意識づくりと地域福祉活動への参画の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉のまちづくりプランの策定・改定支援 ④ 多様な生活支援を提供する地域活動への参画の促進 <p>(対応の方向性③への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護を中心とした福祉サービス現場の負担軽減に資する取組への参画を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 企業等の地域貢献活動への参画の促進 ⑥ 地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）の制定に向けた取組の推進 ⑦ 孤独・孤立対策の推進 <p>・ 令和6年4月に施行される孤独・孤立対策推進法や国が策定する孤独・孤立対策重点計画の内容を踏まえ、必要な取組を検討していく。</p>
<p>2 地域団体等の連携による持続可能な地域コミュニティづくりの促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 各種地域団体への活動・運営支援 ⑨ ひろしまLM0の設立・運営支援 ⑩ 地区社協による地域団体連携活動の促進

(対応の方向性①への対応)

- ・ 地域で支え合う「共助」の仕組みづくりの促進のため、地域コミュニティ活性化ビジョンに基づく、地域団体等の連携による「ひろしまLM0」づくりへの支援等により、地域福祉活動の活性化を図る。

3 次期計画の構成について（第2編 各論）

取組体系2 地域で支え合う「共助」の仕組みづくりの促進

	取組項目	主な内容
3	社会参加・交流の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 空き家を活用した地域拠点の整備・ エリアマネジメントによる自主財源の確保③ 社会参加の場の多世代・多分野交流に向けた支援・ 社会参加のための外出機会の創出支援

（対応の方向性②への対応）

- ・ 重層的支援体制整備事業の実施により、分野ごとの縦割りを超えた地域づくりを促進する。

3 次期計画の構成について（第2編 各論）

取組体系3 地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築

地域住民が抱える地域生活課題を地域住民に身近な圏域で相談に応じ解決を試みる
ことができるよう、地区社協活動拠点の整備や拠点で相談対応等を行う拠点スタッフ
の配置といった支援に取り組むとともに、地域での解決が困難な課題に対しては、専
門職である支援関係機関が多機関の協働により解決していくための体制を構築する。

取組項目	主な内容
1 地域住民等が地域における問題を把握し地域生活課題として解決を試みることができる環境等の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 各種地域団体等の活性化支援・ ボランティア活動の促進・ 介護予防・日常生活支援総合事業による多様な生活支援サービスの推進・ 協同労働事業の設立・運営支援
2 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	<p>① 地区社協活動拠点づくり及び拠点スタッフ配置の促進</p> <p>(審議会での主な意見⑤及び対応の方向性②への対応)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域住民の身近な圏域で相談を受け止め、支援が必要な人を支援関係機関につなぐなど、地区社協に期待する役割を分かりやすく整理する。・ 地区社協が行う地域福祉活動への支援

3 次期計画の構成について（第2編 各論）

取組体系3 地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築

取組項目	主な内容
3 多機関の協働による包括的な支援体制の整備	<p>③ 支援関係機関の体制及び人材育成の充実</p> <p>（審議会での主な意見④への対応）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 専門職の配置拡充による体制の充実や各種研修などによる人材育成の取組の充実を図る。 <p>③ 分野横断的な支援関係機関の連携基盤による連携体制の強化</p> <p>④ 重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制の充実</p> <p>（審議会での主な意見⑦及び対応の方向性②への対応）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 支援関係機関間の連携を強化するためネットワーク会議の設置・運営や重層的支援体制整備事業の実施により、多機関協働による支援のシステムを形成する。

3 次期計画の構成について（第2編 各論）

取組体系4 民間との連携・協働による地域福祉の推進

地域福祉推進の中間支援組織として公益的活動に取り組んでいる市社会福祉協議会等の民間組織との連携・協働により、地域福祉の推進に資する取組の効果的な実施に取り組む。

取組項目	主な内容
1 社会福祉法人等による公益的活動の促進	<p>④ 市社協の活動基盤・体制強化への支援</p> <p>(審議会での主な意見⑥への対応)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域福祉推進の中間支援組織の核となる市社協の活動基盤や体制強化への支援を引き続き実施する。
2 民間企業等との協働による地域福祉活動の展開	<ul style="list-style-type: none">・ 包括連携協定の締結による地域福祉活動の推進

3 次期計画の構成について（第2編 各論）

取組体系5 安心して暮らすことができる生活環境の整備

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、福祉・居住・雇用・教育・権利擁護・災害対応等、地域生活に関わる様々な場面への支援を行う。

取組項目		主な内容
1	住宅・居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none">住宅確保要配慮者が安心して暮らし続けることができる環境の整備
2	福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">ハード・ソフト両面からの福祉のまちづくりの推進
3	権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none">成年後見制度の利用促進 (審議会での主な意見⑧への対応)<ul style="list-style-type: none">国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の方針などを踏まえて、高齢者施策推進プランの策定に向けた審議の中で対応を検討していく。支援関係機関の連携による虐待防止等の支援
4	貧困の状況にある世帯への支援の推進	<ul style="list-style-type: none">生活困窮者への雇用と福祉の一体的な支援ひとり親家庭等へのキャリアアップ支援子どもが希望する教育段階への進学に向けた学習支援
5	要支援者の避難支援等の推進	<ul style="list-style-type: none">避難支援に関わる活動主体との連携による個別避難計画の作成避難支援体制の確保と情報伝達の充実